

**関西電力高浜原発の
使用済燃料の敷地内乾式貯蔵施設の審査に関する質問書（4）
キャスクの除熱機能が損なわれるおそれがある。地盤の評価が必要**

2025年1月28日 美浜の会

原子力規制委員会委員長 山中伸介 様
同委員会 各位

原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門 御中

原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 地震・津波審査部門 御中

関電は、高浜原発の乾式貯蔵施設の設置場所の地盤の評価を行っていない。設置許可基準規則3条の「ただし書き」に適合することを示すため、地盤の変形・変位が生じてもキャスクの安全機能が損なわれないことを説明するとしているが、これまでの審査会合等での説明は不十分だと考えられる。設置許可基準規則3条3項に即して、設置場所の地盤の評価を実施すべきである。

以下の質問に、2月7日までに、文書での回答を求める。

1. 給排気口の全閉塞による除熱阻害について

関電は、地盤の変形・変位が生じたときの影響で格納設備の給排気口がすべて閉塞する場合の除熱評価を行っている（1月21日審査会合資料1-1-1 19-20頁）。この際、格納設備の周囲には何もなく、周囲温度は33°Cで空気の対流による除熱が行われることを想定している。

他方、キャスクが土砂等に埋没するのは、格納設備が損壊する場合のみを想定し、「設計外事象」として扱っている。

地盤の変形・変位を想定するならば、周辺斜面の土砂崩れにより格納設備の周りに土砂が流れ込んできた場合の評価が必要である。

（1）格納設備ごと土砂に埋没して給排気口が塞がれた場合の除熱解析を行うべきではないか。

（2）地盤の評価を行わない以上、斜面の土砂崩れを想定することが必要であり、土砂による格納設備やキャスクの埋没を「設計外事象」とすることはできないのではないか。

（3）キャスクが全基（22基）埋没した場合でも1～2週間で復旧できるとしているが、格納設備ごと埋没した場合を想定しているか。

※ 格納設備による重機使用の制約を考慮しているか。実際、閉じ込め機能異常時のキャスクの移送については、1基あたり昼夜作業で数日程度かかると説明している（2024年11月28日審査会合資料2-4 121頁）。想定の違いは何か。

2. 設置地盤の評価を行うこと

関電の上記の除熱評価では、1カ月程度以内に除熱を回復するための対応が必要であることが示されている。これは既に、「変形・変位が生じても安全機能が損なわれない」という「ただし書き」の条件が成立しないことを示している。

杉山規制委員は1月21日の審査会合で、「ただし書き」への適合条件に関して、「なにかあっても、しばらくほっといても大丈夫だというのでなければ困る」とコメントした。給排気口の全閉塞による除熱阻害は、ほおっておくことができない。

- (1) 格納設備の給排気口が全閉塞の場合、1カ月程度以内に応急対応しなければ除熱機能が損なわれる可能性があるのだから、設置許可基準規則3条の「ただし書き」を適用することはできないのではないか。
- (2) 乾式貯蔵施設の設置場所が「変位が生ずるおそれがない地盤」かどうかの調査を行わせるべきではないか。
- (3) 急峻な斜面の下への乾式貯蔵施設の設置は認められないのではないか。

2025年1月28日

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階

TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581 mihama@jca.apc.org